

令和 7 年神審第 3 0 号

裁 決

水上オートバイ A 同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官江頭英夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 9 月 8 日 1 5 時 1 0 分

滋賀県琵琶湖西部

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイ A

総 ト ン 数 0.2 トン

登 録 長 2.99 メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 163 キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能

Aは、最大とう載人員が3人のFRP製水上オートバイで、T字型の操縦ハンドルの後方に跨乗式のフロントシートとリアシートが配置されていた。

また、Aの推力の調整は、操縦ハンドルの右側に設けられたスロットルレバーの操作により、艇体後部にあるジェットノズルからの噴流（以下「ジェット噴流」という。）の強弱によって行っていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）小型船舶操縦免許を取得したのち、水上オートバイを購入して毎年7月から9月までの期間に毎週1回、4時間ないし8時間の遊走を行い、（一部省略）Aを購入してからも同様の期間及び頻度で水上オートバイを操縦していた。

また、遊走水域は滋賀県大津市所在の近江舞子中浜水泳場（以下「中浜水泳場」という。）東方沖合で、平素、a 受審人が、同乗者を1人ないし2人乗せて遊走を行っていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、遊走の目的で、船首尾0.2メートルの等喫水をもって、令和6年9月8日14時30分中浜水泳場を発し、仲間の水上オートバイ3隻と共に同水泳場東方沖合に向かった。

a 受審人は、中浜水泳場東方沖合で遊走を行ったのち、同水泳場東方沖合で漂泊して知人が周囲で遊泳するのを自船に乗り組んだまま待ち、15時05分仲間の水上オートバイと共に中浜水泳場に戻ることにした。

a 受審人は、自船の周囲には他のグループの水上オートバイの航

走波による大きな揺れがあり、仲間の水上オートバイが自船から少し離れたところで漂泊していたことから、自船の近くで遊泳していた知人3人をリアシートに乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、最大とう乗人員を超えた状態で、15時10分僅か前滋賀県大津市に所在する三等三角点男松（以下「男松三角点」という。）から026.5度（真方位、以下同じ。）580メートルの地点で、船首を153度に向けて発進し、直ちに毎時10.0キロメートル（以下「キロ」という。）の速力（対地速力、以下同じ。）として中浜水泳場に向かった。

発進に先立ち、a 受審人は、同乗者3人をリアシートに乗せたことにより、平素より船尾が沈んで船首が浮上しやすい状態であることを認めたが、ゆっくり航行すれば同乗者が落水するほど船首が浮上することはないものと思い、仲間の水上オートバイを呼び寄せて同乗者1人を移乗させるなど、最大とう乗人員を超えて平素より船首が浮上しやすい状態での発進を中止しなかった。

こうして、a 受審人は、中浜水泳場に向かって発進した直後、自船の右舷前方で遊走する他のグループの水上オートバイの航走波を受けて船体が左に傾き、体勢を立て直そうとスロットルレバーを引いたところ、船首が急浮上し、15時10分男松三角点から027.5度570メートルの地点において、Aは、船首が153度を向いたまま、毎時20.0キロの速力となったとき、同乗者2人が後方に落水した。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、視界は良好であった。

その結果、同乗者のうち1人がジェット噴流を受け直腸損傷、会陰外傷等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、琵琶湖西部において、中浜水泳場に向けて発進する際、最大とう載人員を超えて平素より船首が浮上しやすい状態での発進を中止せず、発進後、船首が急浮上して後方に落水した同乗者のうち1人がジェット噴流を受けたことによって発生したものである。

a 受審人は、琵琶湖西部において、中浜水泳場に向けて発進する場合、最大とう載人員を超えて平素より船首が浮上しやすい状態であることを認めたのだから、船首が急浮上し、同乗者が後方へ落水して負傷することのないよう、仲間の水上オートバイを呼び寄せて同乗者1人を移乗させるなど、最大とう載人員を超えて平素より船首が浮上しやすい状態での発進を中止すべき注意義務があった。しかるに、同受審人は、ゆっくり航行すれば同乗者が落水するほど船首が浮上することはないものと思い、最大とう載人員を超えて平素より船首が浮上しやすい状態での発進を中止しなかった職務上の過失により、船首が急浮上して後方に落水した同乗者のうち1人がジェット噴流を受ける事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年7月16日

神戸地方海難審判所

審判官 田之上 輝 美